平成３０年（フ）第３４号
宮崎県延岡市富美山町252番地10
債務者　甲斐英一郎
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原2707番地
債務者　林　　光次
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４０号
宮崎県日向市大字財光寺3445番地の12　木原住宅４－19
債務者　下元裕一郎
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２６号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江203番地27
債務者　浅野　弥生
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
宮城県栗原市築館源光９番43号、従前の住所愛知県清須市西枇杷島町日の出61番地３　アヴァンス日の出107
債務者　白鳥　秀樹
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
石川県小松市八幡甲262番地１　ドマーニⅠ306号、（従前の住所）福井県あわら市市姫２丁目３番16号
債務者　中屋　千鶴
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第４７号
兵庫県川西市栄根１丁目３番８―203号
債務者　丹上　茂之
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県養父市薮崎220番地１
債務者　髙森　敬策
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
松江市松尾町680番地１
債務者　隠田　裕二
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３号
富山市鍋田25番29―211号　センナリⅡ
債務者　坂本　直哉
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９２０号
三重県鈴鹿市西條町361番地の７　ＳーＦＯＲＴ鈴鹿1205、申立時の住所名古屋市昭和区川名町４丁目34番地　プリミエール川名206号
債務者　熊谷　友宏
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田122番地の４
債務者　平山　敏枝
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５４号
神戸市垂水区下畑町字真田196番地の13
債務者　村上　茂樹
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９１号
神戸市北区唐櫃台４丁目17番２―105号
債務者　櫻井　哲郎
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６号
熊本県玉名市岱明町古閑411番地１　古閑団地Ａ－１棟103号
債務者　橋本　佐恵
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１１号
熊本県荒尾市荒尾4300番地28　グランド・ルー緑ケ丘フォレスタ303号
債務者　西川美紀子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第４１号
青森県上北郡東北町字内蛯沢道ノ上52番地25
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係